

円高・エネルギー制約対策のための先端設備等投資促進事業交付要綱、実施要領及び『補助金等の交付により造成した基金等に関する基準』等に基づく公表

令和7年9月末現在

1. 基金の概要

基金(事業)の名称		円高・エネルギー制約対策のための先端設備等投資促進基金 (円高・エネルギー制約対策のための先端設備等投資促進事業)
法人名		一般社団法人低炭素投資促進機構
基金額(国庫補助金相当額)		200, 000百万円(200, 000百万円)
基金事業の目的		円高やエネルギー制約といった状況下においても、「エネルギーや原材料の効率化」や「高付加価値な製品づくり」を支援することによって、産業の空洞化を防止し、国内産業の競争力強化を図る。
基金事業の概要 (見直し対象となる融資等業務(※1)を行っている場合は、その概要)		「エネルギーや原材料の効率化」や「最終製品の高付加価値化に寄与するコア部品・素材の生産拡大」を検討している民間企業に対し、最新の生産設備を導入する費用の一部を補助する。 補助率: 1/3以内(中小企業にあっては、1/2以内) 補助上限: 120億円
基金事業を終了する時期		円高・エネルギー制約対策のための先端設備等投資促進事業実施要領の第2の6(1)により、「基金設置法人が基金管理を行う期間は、原則として平成26年度に補助事業が終了し、第3の1(2)に定める報告(※)に係る業務が終了するまでとする。」と規定。令和6年度に設備導入後の稼働状況や資源生産性の向上実績等の調査を実施し、令和6年9月末までに基金を終了。 (※)収益状況及び事業効果等に係る報告
次回の見直し時期		—
基金事業の目標		事業による設備等投資波及効果

2. 見直し結果

項目		講ずる措置
実施した見直しの概要 (平成18年8月15日閣議決定、平成20年12月24日行政改革推進本部決定における措置内容等(※2))		交付事業者は872件、交付額約1,539億円に対する設備等投資波及効果は約8,187億円であり、平成28年度に目標を達成済。 平成26、27、28、29、30、令和元、2、3、4、5年度において、「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」に基づく見直しを実施。 令和5年12月22日付事務連絡「独法・公益法人等に造成された基金全体の点検・見直しに係る調書の作成について」(支出が管理費のみとなっている基金事業については廃止等)を踏まえ、令和6年度9月末までに終了予定と見直した。 令和6年度中に不用額を国庫返納し、基金を解散した。
目標達成の評価		平成24年の事業開始当初、円高やエネルギー制約の高まりの中で、産業競争力強化・産業空洞化防止を目的に事業を開始し、先端生産設備等に対し導入支援を行ってきており、交付事業者数は872件、交付額約1,539億円に対する設備等投資波及効果は約8,178億円であり、平成28年度に目標を達成済。
基金の保有割合		—
	基金の保有割合の算出	—
		使用見込みの低い基金等の該当の有無
		有

使用見込みの低い基金等の取扱いの検討結果	残余額を国庫返納し、令和6年9月末に基金事業を終了
その他	

3. 運用方法

科目	当該運用資産を選択している理由	金額(単位:百万円)
預貯金	資金の安全性と流動性が確保されるため。	0
短期・長期信託		
有価証券		
国債		
政保債、地方債		
その他社債等		

4. 執行状況

(単位:百万円)

			令和6年度	令和7年度見込み
収入	国費	運用収入	-	-
	国費以外	出資等	-	-
		運用収入	-	-
		その他	-	-
	前年度繰り越し		39	-
	(マイナス)返納額		-27	-
	合計(a)		12	-
(事業支出費等)	事業費(交付額)		-	-
	管理費(※3)		12	-
	合計(b)		12	-
基金残高(a-b)			0	-
出資残高			-	-
貸付残高			-	-
債務保証残高			-	-

<交付額等>

	25年度
交付決定件数	951件
交付決定額	188,272百万円

※1「見直し対象となる融資等業務」とは、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成18年法律第47号)第14条第3号に該当する融資等業務をいう。

※2「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」(平成18年8月15日閣議決定)、「補助金等の交付により造成した基金の見直しについて」(平成20年12月24日 行政改革推進本部)

※3支出先は当法人及び事務局